

## マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関する Q&A

2025 年 4 月  
公益社団法人リース事業協会

本資料は、「ファイナンスリース業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(経済産業省 2025 年 3 月)について、当協会が経済産業省に確認した内容を踏まえ Q&A として取りまとめたものです。不明な点につきましては、当協会までお問い合わせ下さい。本 Q&A は、随時更新します。最新のガイドラインや Q&A を参照してください。

## <目次>

I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方	5
【Q】	5
【Q】	6
I-2 ファイナンスリース事業者に求められる取組み	7
2. 経営者または経営陣の関与・理解	7
【Q】	7
I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応	8
【Q】	8
【Q】	9
【Q】	10
II-1 リスクベース・アプローチの意義	11
【Q】	11
II-2 リスクの特定・評価・低減	12
1. リスクの特定	12
【対応が求められる事項】①	12
【Q1】	12
【Q2】	12
【対応が求められる事項】②	14
【Q】	14
2. リスクの評価	15
【対応が求められる事項】①	15
【Q】	15
【対応が求められる事項】⑤	16
【Q】	16
【対応が求められる事項】⑥	17
【Q】	17
3. リスクの低減	18
(1) リスク低減措置の意義	18
【対応が求められる事項】①	18
【Q1】	18
【Q2】	18
【対応が求められる事項】②	19
【Q】	19
(2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）	20
【対応が求められる事項】①	20
【Q】	20
【対応が求められる事項】②	21
【Q】	21
【対応が求められる事項】③	22
【Q1】	22
【Q2】	22
【Q3】	22

【対応が求められる事項】⑥	24
【Q】	24
【対応が求められる事項】⑦	25
【Q1】	25
【Q2】	25
【対応が求められる事項】⑨	27
【Q1】	27
【Q2】	27
【対応が求められる事項】⑩	29
【Q1】	29
【Q2】	30
(3) 取引モニタリング・フィルタリング	31
(柱書)	31
【Q】	31
【対応が求められる事項】①	32
【Q】	32
【対応が期待される事項】①	33
【Q】	33
(4) 記録の保存	34
【対応が求められる事項】①	34
【Q】	34
(5) 疑わしい取引の届出	35
(柱書)	35
【Q】	35
【対応が求められる事項】②	36
【Q】	36
【対応が求められる事項】③	37
【Q】	37
【対応が求められる事項】⑤	38
【Q】	38
(6) ITシステムの活用	39
【対応が期待される事項】①	39
【Q】	39
(7) データ管理（データ・ガバナンス）	40
【対応が期待される事項】①	40
【Q】	40
III-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA)	41
(柱書)	41
【Q】	41
【対応が求められる事項】③	42
【Q】	42
III-2 経営者または経営陣の関与・理解	43

(柱書) .....	43
【Q】 .....	43
【対応が求められる事項】② .....	44
【Q】 .....	44
【対応が求められる事項】④ .....	45
【Q】 .....	45
III-3 経営管理 .....	46
1. 事業部門（第1の防衛線（第1線）） .....	46
【対応が期待される事項】① .....	46
【Q】 .....	46
2. 管理部門（コンプライアンス部門やリスク管理部門等）（第2の防衛線（第2線）） .....	47
【対応が期待される事項】① .....	47
【Q】 .....	47
3. 内部監査部門（第3の防衛線（第3線）） .....	48
【対応が期待される事項】② .....	48
【Q】 .....	48
III-4 グループベースの管理体制 .....	49
【対応が求められる事項】① .....	49
【Q】 .....	49
III-5 職員の確保、育成等 .....	50
【対応が求められる事項】① .....	50
【Q】 .....	50

## I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者と賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたる等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどして、マネロン・テロ資金供与に利用されるリスクがある。

### 【Q】

ファイナンスリース業におけるマネロン・テロ資金供与リスクとはどのようなものでしょうか。

### 【A】

ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、過去には、暴力団への利益供与の手段として悪用された事例として、暴力団との親交を有する者がファイナンスリースで調達した物品を暴力団組長に長期間使用させたものが確認されています。

また、賃借人とサプライヤーが共謀し、同一物件に対して複数のリース契約を締結するいわゆる多重リース等により、マネー・ローンダリング等を実施しようとする主体に資金を詐取される可能性も存在しています。

これらのことから、ファイナンスリースはマネロン・テロ資金供与等に悪用される可能性があることを十分に認識いただく必要があります。

## I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方

ファイナンスリース事業者においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営者または経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。

### 【Q】

本ガイドラインにおける「経営者または経営陣」の定義とは何ですか。

### 【A】

本ガイドラインでは、ファイナンスリース事業者には様々な規模の事業者が事業を営んでいることを勘案し記載しております。「経営者」は小規模な事業者を念頭に代表権を有する役員を想定しております。

他方、「経営陣」は、大規模、中規模事業者を念頭に、前述の代表権を有する役員のほか、リスク管理、システム投資、事務を含むマネロン・テロ資金供与対策に責任を有する役員や関係する営業部門・監査部門に責任を有する役員を含み得る概念として記載しております。

なお、「経営陣」の範囲やそのあり方等については、ファイナンスリース事業者において、経営トップ等のリーダーシップの下、十分に議論・検討していただくことが重要であると考えます。

加えて、本ガイドラインにいう「経営陣」の内訳及びその責任分担については、内部規程等の文書により明確化されることが望ましいものと考えます。

## I-2 ファイナンスリース事業者に求められる取組み

### 2. 経営者または経営陣の関与・理解

前記の管理体制の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、**経営者または経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮する**など、マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。

例えば、ギャップ分析の実施、関連部門が複数に跨る組織横断的な対応、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人材確保・教育・資源配分等が必要となることが考えられる。また、マネロン・テロ資金供与対策に関する取組みを全役職員に浸透させるには、業績評価においてマネロン・テロ資金供与対策を勘案するなど、マネロン・テロ資金供与対策に関する経営者または経営陣の積極的な姿勢やメッセージを示すことも重要である。

#### 【Q】

「経営者または経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮する」とは、いかなる態様が考えられますか。

#### 【A】

経営者または経営陣による関与については、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを的確に認識し、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けることが一例として考えられます。また、経営者または経営陣は企業全体のコンプライアンスの確保と監視に責任を負うため、自らの事業の規模等を踏まえた上で組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施することも考えられます。

なお、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けていることの証跡としては、議事録において、報告の内容や経営者または経営陣からの指示、コメントが残されていること、ディスクロージャー誌や年次報告書において、マネロン・テロ資金供与リスクを経営上の課題として認識し、リスクに応じた取組みを適切に行っている旨の記載がなされていることなどが考えられます。

また、例として記載している「ギャップ分析の実施」とは、本ガイドラインにおける【対応が求められる事項】と個々のファイナンスリース事業者の現状の取組みとを比較し、対応が不十分である部分を見極める手法を指しており、もし対応にギャップが認められる場合には、その解消に向けて経営者または経営陣が主導性を発揮いただくことが望ましいものと考えます。

#### I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応

我が国のファイナンスリース業がマネロン・テロ資金供与に利用されず健全にその機能を維持していくことは、極めて重要な課題であり、当局としては、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、適切にモニタリングを行っていく。

#### 【Q】

本ガイドラインはどのような位置付けのものでしょうか。

#### 【A】

本ガイドラインは、経済産業省が、各ファイナンスリース事業者の取組みのモニタリングに当たり、当局として、各ファイナンスリース事業者において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を明確にするとともに、今後の当局としてのモニタリング等のあり方を示すものです。ファイナンスリース事業者においては、管理体制の構築・維持に当たって、関係法令や本ガイドライン等を形式的に遵守することのみを重視することとならないよう留意し、実質的な対応を行うことが求められます。

経済産業省では、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、ファイナンスリース事業者に対して、適切にモニタリングを実施します。

#### I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応

こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴収・是正命令等の法令に基づく行政対応を行い、ファイナンスリース事業者の管理体制の改善を図る。

#### 【Q】

「『対応が求められる事項』に係る措置が不十分であるなど」の場合には、行政対応が行われると記載されていますが、法律又は政省令に違反していない場合にも、行政処分を行うこともあるという意味でしょうか

#### 【A】

本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」は、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に係る着眼点等を明らかにしたものです。モニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に問題があると認められる場合において、法令に基づき行政対応を行う場合があります。

#### I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応

本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、ファイナンスリースを取り扱う事業者(同項第39号)を対象とする。

#### 【Q】

「ファイナンスリースを取り扱う事業者(同項第39号)を対象とする」について、ファイナンスリース業が主業ではない事業者がファイナンスリースを取扱う場合も、本ガイドラインに規定される対応が必要でしょうか

#### 【A】

ファイナンスリース業が主業でない事業者も、ファイナンスリース業務を取扱う場合は、当該業務に関して、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る対応が必要となります。また、現在は取扱いがないものの、今後取扱う可能性がある事業者についても、取扱い前には、本ガイドラインや関連法令で求められる対応を遵守するための体制整備を実施する必要があります。

また、本ガイドラインは今後の当局としてのモニタリング等のあり方を示すものであるため、業界団体への加入有無にかかわらず、全てのファイナンスリース事業者を対象としています。

ただし、オペレーティング・リースのみを取扱う事業者については、本ガイドラインの対応を求めるものではありませんが、高級車のリース等がマネロン・テロ資金供与等に悪用された事例も海外では確認されていることから、リスクに応じた体制整備が期待されます。

## II-1 リスクベース・アプローチの意義

マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、ファイナンスリース事業者が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

### 【Q】

具体的に「リスク許容度の範囲内」であるとは、どのように考えれば良いでしょうか

### 【A】

自らが特定・評価したマネロン・テロ資金供与リスクが、当該ファイナンスリース事業者のリスク管理上許容できる範囲内に収まることを意味します。ファイナンスリース事業者は、許容できる範囲内に収まるよう、そのリスクの特性を踏まえて、例えば、本人確認事項や取引目的等の調査を行う際に、複数の確認方法を組み合わせる等の「リスクに見合った対策」を講じる必要があります。

マネロン・テロ資金供与リスクが、当該ファイナンスリース事業者のリスク管理上許容できる範囲に収まっていることについては、あらかじめ、リスク管理を含むマネロン・テロ資金供与対策に責任を有する経営者または経営陣により承認を受けた上で文書化されていることが求められるものと考えます。

## II - 2 リスクの特定・評価・低減

### 1. リスクの特定

#### 【対応が求められる事項】①

国によるリスク評価の結果等を勘案しながら(Q1)、自らが提供しているサービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し(Q2)、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること

#### 【Q1】

国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、(中略)、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること」とは具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

#### 【A】

犯罪収益移転危険度調査書 (NRA) から読み取ることのできるリスク項目だけでなく、本ガイドラインや本 FAQ を参考にしながら、当該ファイナンスリース事業者が提供するサービス、取引形態、直接・間接の取引に係る国・地域、顧客属性等を漏れがないよう包括的に洗い出し、その上で、実務に即して具体的なリスク項目を特定するための検証を行うことが求められます。

なお、NRA や本ガイドラインに加えて、自らのリスクの特定に有用と考えられる資料等 (FATF の公表しているリスクベース・アプローチに関するガイダンス 等) を参照してマネロン・テロ資金供与リスクを特定することは、リスク管理体制を整備する上で有益であると考えられますので、NRA 及び本ガイドライン以外の資料等を追加で参照することを否定するものではありません。

#### 【Q2】

リスクの「包括的かつ具体的な検証」とは、どのような方法で行えばいいのでしょうか

#### 【A】

「包括的かつ具体的な検証」の方法は、個々の事業者によって異なり得ますが、自らの提供しているサービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等について、漏れがないよう包括的に洗い出しを行う必要があります。その上で、項目として大まかで抽象性のあるものではなく、実務に即して具体的なリスク項目を特定するための検証を行うことが求められます。

提供しているサービス、顧客が利用する上で関係する全ての取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等について、1つ1つを検証して、リスクを特定する必要があります。

なお、この検証作業に際しては、国によるリスク評価の結果、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案する必要があるほか、自ら届出を行った疑わしい取引の分析を含め、自ら直面するマネロン・テロ資金供与リスクの特性を考慮する必要があります。

加えて、第1線(営業部門等)の職員は、顧客の取引先や顧客の商流等の情報、商品・サービスの利用実態等に精通していると考えられるため、実務に即して具体的にリスク項目を特定するためには、サービスや顧客等の実態をよく把握している第1線が保有している情報を活用することが必要であると考えられます。

具体的な活用方法としては、第2線(管理部門等)において、サービスの性質や、顧客の属性等、リスクの特定のために必要な情報（非対面性、外国との取引が見込まれるか、高リスク顧客の利用が見込まれるかなど）を整理した上で、該当する性質が、各サービスや顧客に妥当するか否かなどを、第1線が精査した上で第2線に還元する方法や、第1線において自らが取り扱うサービスや顧客属性等の情報を整理した上で第2線に提供する方法が考えられます。なお、これらの役割分担の前提条件として、第2線は、第1線に対して、マネロン・テロ資金供与リスクの特定の方法について、サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に即した適切な研修等を実施し、第1線がリスクの特定をはじめとするリスクベースのマネロン・テロ資金供与リスク管理手法を理解している必要があると考えます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 1. リスクの特定

#### 【対応が求められる事項】②

包括的かつ具体的な検証に当たっては、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること

#### 【Q】

包括的かつ具体的な検証に当たっては「自らの営業地域の地理的特性」、「事業環境」や「経営戦略」を考慮するとありますが、具体的に何が求められているのでしょうか。

#### 【A】

「自らの営業地域の地理的特性」については、当該地域の地理的な要素の特性を意味しています。例えば、自らの営業地域が反社会的勢力による活発な活動が認められる場合や、反社会的勢力の本拠が所在している場合に、当該地域のリスクに関する独自の特性を考慮する必要があると考えます。

「事業環境」については、マネロン・テロ資金供与に関する規制の状況、競合他社のマネロン・テロ資金供与対策の動向等、自らの事業に関する要素を考慮した上で、リスクを検証する必要があると考えます。

例えば、競合他社が参入する場合（基本的には、自らの競合他社が参入する場合）には、新たな競合他社の参入により、競争の激化やサービスの変化、取引量の増減等によるマネロン・テロ資金供与の固有リスクが変化する可能性があります。したがって、例えば、新たな競合他社の参入により市場全体のマネロン・テロ資金供与に関するリスクが影響を受ける場合には、新たに検証すべきリスク項目がないかについて、年に1回程度予定されている定期的なリスク評価書の改訂を待つのではなく、可能な限り早い段階で洗い出す必要があると考えます。

また、自社が属しているグループ内企業のみを顧客としている場合や、グループ内企業から紹介を受けた顧客のみを対象としている場合等、顧客が限定されることなどもリスクを検証する際には考慮する必要があると考えます。

「経営戦略」については、収益の倍増、新規顧客の獲得強化、海外事業者の買収等様々なものが考えられますが、自らが経営戦略上の重点分野として設定した事項について、当該経営戦略を推し進めた場合に、どのような形で自らの提供するサービス等がマネロン・テロ資金供与に利用され得るかといったことを検証する必要があると考えます。

## II - 2 リスクの特定・評価・低減

### 2. リスクの評価

#### 【対応が求められる事項】①

リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「1. リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること

#### 【対応が求められる事項】④

リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること

#### 【Q】

「具体的かつ客観的な根拠に基づき（中略）評価を実施」や、「リスク評価の結果を文書化」について留意すべき事項を教えてください。

#### 【A】

「具体的かつ客観的な根拠に基づき（中略）評価を実施」する場合には、具体的かつ客観的な実際の取引分析や評価、顧客属性、疑わしい取引の届出の内容や傾向、自らの金融犯罪被害の状況や手口の分析等を踏まえた評価とすることなどが考えられます。

こうした評価をするに当たっては、例えば、取引量（リース料、取引件数等）・影響の発生率・影響度等の検証結果や、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえる必要があると考えます。

なお、「影響の発生率」とは、有形無形の損失が発生する可能性の程度を示しています。また、「影響度」は、想定される有形無形の損失の大小等を指します。「有形無形の損失」の例としては、内外の当局による行政処分や制裁、レピュテーションリスク等が含まれるものと考えます。

以上のような要素をどのように考慮し、どのように評価を行うかなどについては、各ファイナンスリース事業者において、事前に文書化しておく必要があると考えます。NRA等の国によるリスク評価や業界団体によるリスク評価、分析レポート、FATFによるリスク評価といった評価手法を踏まえ、これらに含まれる業界、国におけるリスク認識とも整合性が取れるかといった点も考慮することが考えられます。

また、以上の分析を踏まえたリスク評価の結果を文書化する必要があり、「リスク評価の結果を文書化」することとは、このような文書化の作業を意味します。「リスク評価の結果を文書化する」過程においては、講じられているリスク低減措置（類型毎のリスク評価結果等に基づいた具体的な措置の詳細等）や、随時・定期的な有効性検証の実施内容及び評価等について記載することが求められます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 2. リスクの評価

#### 【対応が求められる事項】⑤

定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと

#### 【Q】

「定期的にリスク評価を見直す」とありますが、「定期的」の目安は1年に1度程度と考えてよいでしょうか。

#### 【A】

定期的な見直しについては、少なくとも1年に1回は見直しを検討することが必要であるほか、新たなリスクが生じたり、新たな規制が導入されたりするなど、サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクが変化した場合等に、随時見直すことが考えられます。

また、定期的に見直す場合にはその時期や期間、随時に見直す場合にはその見直しが必要となる状況等を、事前に検討して文書化しておくことで、より実効性が確保されるものと考えます。

なお、顧客リスク評価についても、リスクに応じた頻度で定期的に見直すとともに、顧客のリスク評価に影響を及ぼすような事象が発生した場合には、直ちに見直しを行う必要がありますので、当該事象の検知方法、判断基準、手続等を事前に文書化し、第1線を含む関係部署に周知徹底しておくことが必要と考えます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 2. リスクの評価

#### 【対応が求められる事項】⑥

リスク評価の過程に経営者または経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営者または経営陣が承認すること

#### 【Q】

「リスク評価の過程に経営者または経営陣が関与し」とありますが、具体的にどのような事項に対して、どこまで経営陣が関与すべきなのか、対応例等を教えてください。

#### 【A】

マネロン・テロ資金供与リスクの評価段階で、経営者または経営陣に求められている対応としては、①組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与リスクを評価するための枠組みの確保、②経営レベルでの各部門の利害調整、③円滑かつ実効的にマネロン・テロ資金供与リスクの評価を実施するための指導・支援を行うとともに、④それらを可能とする経営資源の配分に関する機関決定を主導的に実施するであると考えます。

対応例としては、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う役員が、評価手法の検討・実施について承認し、リスク評価のプロセスが適切に行われるよう体制を整備した上で確認を行い、必要に応じて、遅滞なくこれらの評価手法やその実施体制について改善を図り、経営者または経営陣が、リスク評価の過程で、担当部署から随時報告を受け、リスク評価の結果について議論の上承認を行い、最終的なリスク評価を確定させる対応が考えられます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (1) リスク低減措置の意義

##### 【対応が求められる事項】①

自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し(Q1)、この結果を当該リスクの評価結果と照らして(Q2)、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること

##### 【Q1】

「個々の顧客・取引の内容等を調査」する場合において、留意すべき事項を教えてください。

##### 【A】

「個々の顧客・取引の内容等を調査」する方法としては、様々なものが考えられます。例えば、個々の顧客が利用するサービスの内容や取引の状況を検証し、個々の顧客に対して、申告を求めたり、リスクに応じて信頼に足る証跡を求めたりするほか、個々の顧客に接触しなくとも、顧客に関する不芳情報（ネガティブ・ニュース）を取得したり、当該不芳情報が当該顧客のリスク評価に影響を与える場合、その背景・実態を追加調査したり、顧客の取引の内容について、過去の取引の態様、業種や取引目的等との整合性を確認したりするなどが考えられます。

いずれにせよ、「個々の顧客・取引の内容等を調査」する方法については、対象となる顧客や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになります。

##### 【Q2】

「個々の顧客・取引の内容等」の調査「結果を当該リスクの評価結果と照らして」に関して、留意すべき事項を教えてください。

##### 【A】

まず、自らが保有している顧客や取引の内容等の情報を基に、仮の顧客リスク評価を実施した上、さらに、最新の顧客や取引の内容等の情報を考慮することにより、顧客リスク評価を最新にすることが必要です。

顧客リスク評価を適切に実施することにより、適切なリスク低減措置を判断・実施することができるものと考えています。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (1) リスク低減措置の意義

##### 【対応が求められる事項】②

個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること

##### 【Q】

「マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること」とは具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

##### 【A】

事前に策定していたマネロン・テロ資金供与リスクに対する方針・手続・計画等において、リスクの高い顧客に対するリスクに応じた具体的な対応策、具体的な対応策を講ずるタイミング、実施権限者、実施プロセス、実施部署等を定め、当該方針・手続・計画等に従い、個々の顧客に対する顧客リスク評価やリスクに応じた取引内容の確認等のリスクに応じた適切なリスク低減措置を実施することを求めています。

例えば、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと認められる場合には、取引目的について、通常のヒアリングによる判断に加えて、追加的な証拠を求めて判断するといったリスクに応じた厳格な低減措置をあらかじめ文書化しておくなどの対応が考えられます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

##### 【対応が求められる事項】①

自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受入れに関する方針を定めること

##### 【Q】

「顧客の受入れに関する方針」には、どのような内容が盛り込まれる必要があるのでしょうか。

##### 【A】

本ガイドラインII-2 3. (ii) 【対応が求められる事項】①については、「顧客の受入れに関する方針」と題する文書等の作成を機械的に求めるものではなく、当該ファイナンスリース事業者の顧客受入れ方針と手続を明確に定め、規程化し、特に第1線の職員に周知徹底していることを求める趣旨です。

「顧客の受入に関する方針」には、自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引及び顧客に求める対応について、第1線や第2線の職員が明確に判断するに足りる内容(判断基準等)が記載されている必要があると考えます。そのほか、謝絶や取引制限をする場合の適切な決裁権限等といった内容が盛り込まれている必要があると考えます。

## II - 2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

##### 【対応が求められる事項】②

前記①の顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、顧客が利用するサービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること

##### 【Q】

実質的支配者の定義は、犯収法における実質的支配者と同様という理解で良いでしょうか

##### 【A】

そのような理解で差し支えありませんが、その確認方法については、顧客リスク評価の結果を踏まえ、申告に加えて、実質的支配者に該当する証拠を求めるなど、最低基準である法令対応事項を超えた対応を実施することを妨げるものではないと考えます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

##### 【対応が求められる事項】③

顧客及びその実質的支配者(Q1)の本人特定事項を含む本人確認事項(Q2)、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡(Q3)を求めてこれを行うこと

##### 【Q1】

顧客の「実質的支配者」の「本人確認事項」の「調査」に関して留意すべき事項を教えてください。

##### 【A】

II-2 3. (2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）柱書にも記載しているとおり、ファイナンスリース事業者が顧客と取引を行うに当たっては、実質的支配者が誰かということをはじめとする基本的な情報を調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが必要不可欠です。

そのため、取引開始時のみならず、継続的顧客管理の中でも、リスクに応じて適切に顧客の実質的支配者の本人確認事項を確認することが求められます。

##### 【Q2】

調査に当たり信頼に足る証跡を求めている「本人確認事項」は、犯収法上の「本人特定事項」と同義でしょうか。

##### 【A】

本ガイドラインにおける「本人確認事項」については、犯収法上の「本人特定事項」のほか、例えば、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等が含まれ得るより広い概念です。あらゆる顧客や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案等することを求める趣旨ではありませんが、リスクに応じてどの項目を確認・勘案等するのかについては、事前に検討して文書化しておくことで、実効性を確保することが考えられます。

##### 【Q3】

「信頼に足る証跡」とは、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。例えば、本人確認事項の調査において、犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類が該当するとの理解で良いでしょうか。

##### 【A】

「信頼に足る証跡」は申告の真正性を裏付ける公的な資料又はこれに準じる資料を意味していません。

本人確認事項の調査に当たっては、犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類のほか、経歴や資産・収入等を証明するための書類等が考えられますが、調査する事項に応じ、その他の書類等についても活用することが考えられます。例えば、株主名簿、有価証券報告書、法人税確定申告書の別表等を徴求することや公証人の定款認証における実質的支配者となるべき者の申告制度（注1）や実質的支配者リスト制度（注2）を活用することなども考えられます。

ただし、信頼に足る証跡を求める場合には、必要に応じて複数の資料を検証することが必要であるものと考えます。また、取引目的の調査に当たっては、例えば、取引先との取引履歴や、同取引に関する契約書等を徴求することが考えられます。なお、犯収法令上定められた項目については、犯収法令上定められた方法、書類に従い確認を行った上で、リスクに応じて、追加的に証跡を取得することについて判断することとなります。

（注1）法人設立時の定款認証において、公証人に実質的支配者となるべき者を申告させる制度のこと（2018年11月30日に改正公証人法施行規則の施行により開始）。

（注2）登記所が株式会社からの申出によりその実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管しその写しを交付する制度のことを指します（2022年1月31日に商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の施行により開始）。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

##### 【対応が求められる事項】⑥

サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果（II-2 2. で行うリスク評価）を踏まえて、全ての顧客について顧客リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること

##### 【Q】

「全ての顧客について顧客リスク評価を行う」手法は、どのようなものがあるでしょうか。

##### 【A】

顧客リスク評価とは、サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえて実施する全ての顧客に対するリスク評価を意味していません。

本ガイドラインは、ファイナンスリース事業者に対し、全ての顧客の顧客リスク評価を行うことを求めています。その手法については、ファイナンスリース事業者の規模・特性や業務実態等を踏まえて様々な方法があり得ます。例えば、利用するサービスや顧客属性等が共通する「顧客類型ごと」にリスク評価を行うことや、「顧客類型ごと」ではなく、個別の「顧客ごと」にリスクを評価することが考えられます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

##### 【対応が求められる事項】⑦

**マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客(Q1)**については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理（EDD）を実施すること

イ.資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること

ロ.当該顧客との取引の実施等につき、**上級管理職(Q2)**の承認を得ること

ハ.リスクに応じて、当該顧客が行う取引に係る取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図ること

ニ.当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること

##### 【Q1】

「マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客」とは、犯収法第4条第2項前段に規定する厳格な顧客管理を行う必要性が高いと認められる取引等（以下、「高リスク取引」という。）を行う顧客を指すのでしょうか。

##### 【A】

本ガイドラインII-2 3.(2)【対応が求められる事項】⑦に定める「マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客」とは、ファイナンスリース事業者において策定した顧客の受入れに関する方針等に基づき、必要な情報を確認・調査した結果、受入段階においてマネロン・テロ資金供与に係るリスクが高いと判断された顧客のほか、受入後、継続的な顧客管理措置の中で、リスク評価を見直した際に、あらかじめ定められた方法で高リスクと判断された顧客を意味します。

なお、犯収法上の高リスク取引を行う顧客について、法定の各項目を確認することは、法令対応として、最低限対応が必要な措置であると考えます。

##### 【Q2】

「上級管理職」とはどのようなポジションを想定しているのでしょうか。犯収法第11条第3号が定める統括管理者と同義なのでしょうか。

##### 【A】

本ガイドラインにおける「上級管理職」には、例えば、マネロン・テロ資金供与対策に従事する部門の長等が含まれ得ると考えています。ただし、各ファイナンスリース事業者の規模や組織構造等によっては、マネロン・テロ資金供与対策等をコンプライアンス部門やリスク管理部門の中で対応している場合も考えられるため、自社内における組織の役割や権限等も踏まえ、個別具体的に判

断する必要があるものと考えます。なお、犯収法第 11 条第 3 号が定める「統括管理者」とは必ずしも同義ではありません

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

##### 【対応が求められる事項】⑨

マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）（Q1）（Q2）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること（注1）（注2）

（注1）この場合であっても、ファイナンスリース事業者が我が国及び当該取引に適用される国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。

（注2）FATF 等においては、少額・日常的な個人取引を、厳格な顧客管理を要しない取引の一例として挙げている。

##### 【Q1】

「リスクに応じた簡素な顧客管理」とは具体的にどのような措置をいうのでしょうか。

##### 【A】

本ガイドラインにおける「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」とは、顧客リスク評価の結果、「低リスク」と判断された顧客のうち、一定の条件を満たした顧客について、顧客情報を更新するなどの積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・テロ資金供与リスクが低く維持されていることを確認する顧客管理措置のことをいいます。

##### 【Q2】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を行う対象を整理するに当たっての留意点を教えてください。

##### 【A】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を適用できる対象は、なりすましや不正利用等のリスクが低いことが一般的に考えられる以下①から③までに則していることを想定しています。

- ① 全ての顧客に対して、具体的・客観的な根拠に基づき、サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に係るマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を総合して顧客リスク評価を実施し、低リスク先顧客の中から SDD 対象顧客を選定すること
- ② SDD 対象顧客の取引が把握され、不正取引等を的確に検知するための態勢を構築していること
- ③ SDD 対象顧客についても、取引時確認等を実施し、顧客情報が更新された場合には、顧客リスク評価を見直した上で、必要に応じて顧客管理措置を講ずること（SDD 対象顧客に対して顧客リスク評価の見直しを実施した場合に、再度 SDD 先と整理することを妨げるものではありません）

上記①から③までを充たした上で、自社の顧客等のリスクを分析し、SDD 対象顧客を選定することが求められます。

また、以下、(注1)～(注3)までも、リスク分析にあたって考慮することが考えられます。

- (注1) 法人や営業性個人は、取引関係者や親子会社等、関与する者が相当に存在することが多く、法人や営業性個人の行う取引に犯罪収益やテロリストに対する支援金等が含まれる可能性が相応にあるものと考えられます。ファイナンスリース事業者は、法人や営業性個人が顧客の大宗を占めることが想定されることから、特に考慮する必要があります。
- (注2) 本人確認済みでない顧客（1990年10月1日より前に取引を開始した顧客等）は、顧客情報が正確でないことによりリスク評価や疑わしい取引の検知を適切に実施できない可能性があるため、本人確認済みでないという事実や当該顧客の取引履歴データ等も踏まえてリスクを分析する必要があるものと考えられます。
- (注3) 直近1年間において、捜査機関等からの外部照会を受けた実績がある顧客や疑わしい取引の届出実績のある顧客は、犯罪に関与又は巻き込まれている等のリスクが相応にあるものと考えられます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

##### 【対応が求められる事項】⑩

後記「（５）疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること

イ.取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること(Q1)

ロ.各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること

ハ.調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること

ニ.各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認(Q2)に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること

ホ.継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること

特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること

##### 【Q1】

継続的な顧客管理を導入する際、これまで管理を行っていない既存顧客等はどのように取り扱えばよいでしょうか

##### 【A】

継続的な顧客管理の実施には、前提として、サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証して得られたリスク評価を踏まえ、全顧客に顧客リスク評価がなされていることが必要となります。既存顧客に対する顧客リスク評価は、既存の顧客情報に基づく暫定的な顧客リスク評価を行った上で、最新の顧客情報に基づいて当該仮の顧客リスク評価を見直し、そのリスクに応じた頻度により、あるいは、随時に顧客情報を更新する必要があります。

継続的顧客管理を実施する際に調査すべき情報としては、本人特定事項や取引目的、事業内容等の他、顧客のリスクに応じて、例えば、顧客及びその実質的支配者の資産・収入の状況、資金源等が含まれ得るものと考えます。

## 【Q2】

定期的な顧客情報の確認方法に関して、犯収法にて顧客からの申告による確認が認められるケース（例えば通常の特定期間における「実質的支配者」の確認等）については、顧客情報の更新確認は顧客からの申出ベースによる確認で認められるとの理解で良いでしょうか。

## 【A】

本ガイドラインには、顧客及びその実質的支配者の本人確認事項等の調査において、「信頼に足る証跡」を求める旨の記載がありますが、これは、顧客の申告の真正性等を確認するため必要な証跡を求める趣旨であって、あらゆる確認事項に対して、一律に書面での証跡を求めるものではありません。

いずれにせよ、リスクに応じた頻度での定期的な確認についても、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクに応じて証跡を求めて確認を行うといった対応が求められます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (3) 取引モニタリング・フィルタリング

##### (柱書)

リスク低減措置の実効性を確保する手段としては、個々の顧客に着目する顧客管理のほかにも、取引そのものに着目し、ファイナンスリース事業者における取引状況の分析、モニタリング・フィルタリング(Q1)等を通じてリスクを低減させる手法があり、ファイナンスリース事業者においては、これらを組み合わせて実施し、リスク低減措置の実効性を高めていくことが有効である。

##### 【Q】

取引の「モニタリング」と「フィルタリング」のそれぞれの定義、両者の区別を教えてください。

##### 【A】

本ガイドラインにおいては、取引の「モニタリング」とは、過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法をいいます。

他方、取引の「フィルタリング」とは、取引前やリストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について反社会的勢力や制裁対象者等のリストとの照合を行うことなどを通じて、反社会的勢力等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法をいい、新規顧客や既存顧客の名義が照合対象となる制裁リスト等に該当しないかを確認する、いわゆるネームスクリーニングという手法も含む概念として扱っています。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (3) 取引モニタリング・フィルタリング

##### 【対応が求められる事項】①

疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること

- イ. 自らのリスク評価を反映した異常取引を検知するためのシナリオ等の抽出基準を設定すること
- ロ. 上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ等）の有効性を分析し、シナリオ等の抽出基準について改善を図ること

##### 【Q】

「取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること」とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

##### 【A】

モニタリングシステムの導入に限らず、顧客リスク評価や取引データ等定量面の情報を考慮して異常取引を適切に検知する体制の整備が必要と考えます。

ファイナンスリースはその取引の特性上、通常とは異なる取引が行われる前には顧客から事業者に対しての申出があるケースが多いことが想定されるため、第1線と第2線が連携して的確に異常取引を検知することが必要と考えます。

また、業容が悪化した顧客が、リース物件をファイナンスリース事業者に無断で処分する事例等も確認されているため、リース料の支払い等において、通常とは異なるような状況が確認された場合には、適切に調査を実施する体制を整備することも併せて必要と考えます。

また、取引モニタリングに当たっては、画一的なシナリオによって異常取引の疑いがある取引を検知するのではなく、リスクに応じて、シナリオの抽出基準を設定いただく必要があります。例えば、高リスク顧客に対するシナリオと低リスク顧客に対するシナリオを、リスクに応じてそれぞれ適用するなど、画一的なシナリオ適用にならないよう設定することが考えられます。

ただし、適用するシナリオを、全てリスクに応じて専用シナリオに変更しなければならないわけではなく、画一的に適用する基本シナリオと一部リスクに応じた専用シナリオを適用するという対応も可能と考えます。

なお、上記内容を実現するための検討、検証期間は必要と考えられますので、適切な計画を策定した上、当該検討等を実施すること、シナリオの有効性について、定期的に見直しを行うことが重要であると考えます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (3) 取引モニタリング・フィルタリング

##### 【対応が期待される事項】①

制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること

イ.取引の内容について照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているかを検証するなど、的確な運用を図ること

ロ.国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、遅滞なく照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置を講ずること

##### 【Q】

「取引フィルタリングに関する適切な体制」とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。

##### 【A】

本ガイドラインにおける「フィルタリング」とは、取引前やリストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について反社会的勢力や制裁対象者等のリストとの照合を行うことなどを通じて、反社会的勢力等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法をいい、新規顧客や既存顧客の名義が照合対象となる制裁リスト等に該当しないかを確認する、いわゆるネームスクリーニングという手法も含む概念として扱っています。

整備すべき体制については、上記ネームスクリーニングを適切に実施した上で、ファイナンスリース事業者の規模や特性等を踏まえる必要があります。

例えば、海外との取引に用いられる可能性がある輸送用機器をリース物件として取扱う事業者については、照合対象となる制裁リストが適切かつ最新のものとなっているか等を検証するなど、適切な体制を整備することが期待されます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (4) 記録の保存

##### 【対応が求められる事項】①

本人確認資料等の証跡のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録を保存すること

##### 【Q】

「適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録を保存すること」とされていますが、どのようなものを指すのでしょうか。

##### 【A】

犯収法により作成が求められる確認記録（第6条）、取引記録（第7条）、本ガイドラインII-2の3.(7)【対応が求められる事項】①イ、ロ及びハに記載する事項に関する記録、顧客との取引経緯の記録等、ファイナンスリース事業者におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理に必要な全ての記録を指します。

## II - 2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (5) 疑わしい取引の届出

(柱書)

疑わしい取引の届出は、犯収法に定める法律上の義務であり、同法の「特定事業者」に該当するファイナンスリース事業者が、同法に則って、届出等の義務を果たすことは当然である。

【Q】

疑わしい取引の「届出等の義務を果たすことは当然」とありますが、具体的にどのような義務があるのでしょうか。

【A】

特定業務に係る取引について、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪（いわゆるマネー・ローンダリング罪）に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を届け出る義務があります（犯収法第8条第1項、同法施行令第16条）。

また、上記届出を行おうとすること又は行ったことを顧客等又はその関係者に漏らすことは禁じられています（同法第8条第3項）。

なお、捜査機関等からの捜査関係事項照会書や個別の要請に応じる場合であっても、別途調査及び検討し、疑わしい取引に該当すると判断したものについて、疑わしい取引の届出を行う必要があります。

（注）マネー・ローンダリング罪の前提犯罪には、詐欺、入管法違反、覚せい剤取締法違反等のほか、平成29年6月の組織的犯罪処罰法の改正によって前提犯罪の対象が拡大され、例えば、法人税法や所得税法等の各種税法違反も含まれていることについても、ご注意ください。

具体的な事例については、経済産業省が公表している「ファイナンスリース事業者における疑わしい取引の参考事例」も併せて参照ください。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (5) 疑わしい取引の届出

##### 【対応が求められる事項】②

ファイナンスリース事業者の業務内容に応じて、ITシステムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する体制を構築すること

##### 【Q】

「疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する体制を構築すること」とは、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

##### 【A】

ファイナンスリース事業者の規模・特性も含め、業務内容に応じて、疑わしい取引の参考事例を参照しつつ、疑わしい顧客や取引等について、第1線や第2線において的確に検知・監視・分析できる体制の構築が求められており、顧客数や取引量等を勘案し、必要に応じて、適切なシステムの活用も検討することを求めています。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (5) 疑わしい取引の届出

##### 【対応が求められる事項】③

疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国 PEPs 該当性、サービスの利用形態、真の契約者の隠蔽の可能性、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、顧客の挙動・態度、顧客に関連した外部からの照会や連絡、取引に係る国・地域、その他の事情を考慮すること

##### 【Q】

「疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国 PEPs 該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、取引に係る国・地域その他の事情を考慮する」とされていますが、挙げられている項目の全てを考慮する必要がありますでしょうか。

##### 【A】

基本的には列挙されている各項目全てを考慮して届出の要否を検討することが必要になると考えます（なお、犯収法第 8 条第 2 項及び同法施行規則第 26 条各号の各項目を考慮することも、法令上の対応として求められます。）。

したがって、国によるリスク評価の結果のほか、経済産業省が公表している疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国 PEPs 該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、取引に係る国・地域その他の事情全て考慮するためのプロセス、情報の活用に必要なデータベースの整備も必要になると考えられます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (5) 疑わしい取引の届出

##### 【対応が求められる事項】⑤

疑わしい取引に該当すると判断した場合には、疑わしい取引の届出を直ちに行う体制を構築すること

##### 【Q】

疑わしい取引の届出を「直ちに行う体制」の「直ちに」とはどのようなことが求められているのか具体的に教えてください。

##### 【A】

疑わしい取引の届出は、ある取引について実際に疑わしい取引に該当すると判断した場合には、即座に行われることが望ましいものと考えます。

例えば、疑わしい取引に該当すると判断した取引について、1か月に1回決まった日にまとめて届出を行うといった対応は、適切ではないものと考えます。

したがって、「直ちに行う体制を構築」しているといえるためには、ある取引について疑わしい取引に該当するものと判断した後、即座に届出を行う手続を開始する体制を構築することが求められます。

なお、ある取引について、疑わしい取引に該当すると判断する前段階において、第1線、第2線のモニタリングによって検知されるなど疑わしい取引に該当することが疑われる場合に、どの程度の期間で検証・届出をすべきかについては、取引の複雑性等に応じて必要な調査期間も踏まえつつ、個別取引ごとに判断されることとなりますが、疑わしい取引の検知から届出まで1か月以内で実施できることが望ましいものと考えます。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (6) ITシステムの活用

##### 【対応が期待される事項】①

自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑤の事項を実施すること

##### 【Q】

業務規模・特性等次第ではITシステムの導入まではしなくて良いという理解で良いでしょうか。また、どのような場合に、ITシステムの活用が求められるのでしょうか。

##### 【A】

ITシステムについては、各事業者において、自らの業務規模・特性等に応じて、導入の必要性及び導入すべきITシステムの機能等を検討することが期待されます。他方で、事業者の業務の実態によっては、ITシステムの積極的活用により適切なリスク管理が強く求められる場合があります。

例えば、顧客数や取引量等に鑑みて従業員の手作業のみによって確認することが困難である場合は、リスク管理に必要な顧客情報の取得やその情報の管理については、他のファイナンスリース事業者と比して、厳格な体制が求められる可能性に留意する必要があります。こうした事業が急速に拡大しているときには、マネロン・テロ資金供与リスクが経営戦略を策定した際に想定していたもの以上に拡大している可能性があることについて、経営陣の慎重な判断が必要となります。

## II-2 リスクの特定・評価・低減

### 3. リスクの低減

#### (7) データ管理 (データ・ガバナンス)

##### 【対応が期待される事項】①

確認記録・取引記録等について正確に記録するほか、IT システムを有効に活用する前提として、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理を行うこと

##### 【Q】

犯収法における確認記録・取引記録の作成・保存義務を超えて、データベースによる管理が求められているのでしょうか。

##### 【A】

本ガイドラインに記載のとおり、ファイナンスリース事業者においては、関係法令等を遵守して、確認記録・取引記録等を正確に記録するほか、IT システムを有効に活用する前提として、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理を行うことを期待するものです。そのため、自社が属するグループ企業のみを顧客とした事業者等顧客数や取引の数が限定的であり、IT システムを活用する必要がなく、マニュアルで十分管理できる場合等において、確認記録・取引記録をデータベースで管理することまでを求めるものではありません。

Ⅲ－１ マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し  
(PDCA)

(柱書)

ファイナンスリース事業者において、実効的なマネロン・テロ資金供与リスク管理体制を確立し、有効に機能させるためには、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等を整備し、全社的に共有を図ることが必要である。

【Q】

「マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等」における「計画」とは何か教えてください。

【A】

個々の事業者のマネロン・テロ資金供与対策の実効性を高めるための内部管理体制、監査、研修等の一連の計画を想定しています。例えば、本ガイドラインにおける【対応が求められる事項】と個々のファイナンスリース事業者の現状とのギャップがある場合には、それを解消するための完了期限を付した行動計画も含まれます。

なお、ここでいう「計画等」は、上記の趣旨を踏まえた有効なものであれば、「方針・手続」と併せて付属書類等として整備することも許容されるものと考えていますが、方針・手続・計画等は、それぞれ異なる文書で策定されることを想定しています。

Ⅲ－１ マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し  
(PDCA)

**【対応が求められる事項】③**

リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、当該リスクの許容度や自社への影響に応じて、取扱いの有無を含めたリスク低減措置の改善や更なる措置の実施の必要性につき検討すること

**【Q】**

「リスク低減措置を講じてもなお残存するリスク」について、どのように検討すればよいでしょうか。

**【A】**

残存リスクは、リスク低減措置によって各ファイナンスリース事業者のリスク許容度の範囲内で可能な限り小さくすることが求められており、残存リスクが高いまま、そのサービスを継続させることは困難であるものと考えます。残存リスクがゼロになることはないことを前提にしつつも、高リスクから中リスク、中リスクから低リスクへとリスク低減措置の改善を図るため、疑わしい取引の届出の分析結果により敷居値やシナリオの改善等を行うなどしてリスク低減を図ることができないかを定期的に検証する機会を持ち、経営者または経営陣を含めて検討する必要があります。

### III－2 経営者または経営陣の関与・理解

(柱書)

こうしたことを踏まえ、ファイナンスリース事業者の経営者または経営陣においては、自らのマネロン・テロ資金供与対策に主導的に関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。

【Q】

「経営陣の関与」とは、例えば、マネロン担当役員が、リスク評価の過程や、定例的に開催するAML委員会等に関与することなどが考えられるという理解でよいでしょうか

【A】

経営者または経営陣は企業全体のコンプライアンスの確保と監視に責任を負うため、会議体等に参加し、議論を行うことも関与のあり方の1つではありますが、関与の態様は、これに限られません。

経営者および経営陣の役割として、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを的確に認識し、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の1つとして位置付けることや、経営陣の責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保（ITシステム、データ分析の専門家等を含みます。）・教育・資源配分等を実施することが考えられます。

### Ⅲ－２ 経営者または経営陣の関与・理解

#### 【対応が求められる事項】②

役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること

#### 【Q】

当該項目における「役員」の定義について教えてください。

#### 【A】

本ガイドラインⅢ－２【対応が求められる事項】②における「役員」とは、会社法上の取締役その他これに準ずる地位にある者を意味します（いわゆる執行役員等、会社法上の役員に該当しない者であっても「役員」に該当し得ます。）が、経営会議等組織の方針を決定する権限のある会議体における発言権及び議決権を有する者であることを要します。

いずれにせよ、各ファイナンスリース事業者においては、その規模や組織構造等に応じて、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を果たすことができる者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与することが求められます。

### Ⅲ－２ 経営者または経営陣の関与・理解

#### 【対応が求められる事項】④

マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、所管部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うこと

#### 【Q】

「マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、所管部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うこと」とありますが、具体的にどのような点に留意することが求められていますか。

#### 【A】

マネロン・テロ資金供与対策の所管部門に対して、専門性を有する人材を適切に配置し、必要な予算配分をするだけでなく、組織全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化のため、所管部門以外についても、人材育成、人材配置において配慮するなど、ファイナンスリース事業者におけるマネロン・テロ資金供与対策が持続可能であり、かつ、高度化させるための資源配分も求められていると考えます。

### Ⅲ－３ 経営管理

#### 1.事業部門（第１の防衛線（第１線））

##### 【対応が期待される事項】①

第１線に属する全ての職員が、自らの部門・職務において必要なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を十分理解し、リスクに見合った低減措置を的確に実施すること

##### 【Q】

「第１線に属する全ての職員が、自らの部門・職務において必要なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を十分理解し、リスクに見合った低減措置を的確に実施すること」とありますが、具体的にどのような点に留意することが求められていますか。

##### 【A】

第１線に属する全ての職員においては、直接顧客等と対峙することから、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を十分理解した上、当該方針等に沿ったリスク低減措置を実施することが期待されます。

したがって、第１線に属する全ての職員に対しては、職務において必要な知識付与の機会を確保するとともに、適切な対応が実施されていることを確認する必要があると考えます。

### Ⅲ－3 経営管理

#### 2. 管理部門（コンプライアンス部門やリスク管理部門等）（第2の防衛線（第2線））

##### 【対応が期待される事項】①

第1線におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や、低減措置の有効性の検証等により、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制が有効に機能しているか、独立した立場から監視を行うこと

##### 【Q】

第2線に求められる「第1線におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や、低減措置の有効性の検証等」とは、具体的にどのようなことが期待されているのでしょうか。

##### 【A】

第2線は、第1線が担う取引時確認業務や取引時確認記録の作成・保存業務について、法規制等の遵守のみならず、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理体制が有効に機能しているかという観点から、疑わしい取引の届出の分析等により認識した事項の直面するリスクも踏まえ、定期的に検証することなどが期待されます。

### Ⅲ－３ 経営管理

#### 3. 内部監査部門（第3の防衛線（第3線））

##### 【対応が期待される事項】②

自らの直面するマネロン・テロ資金供与リスクに照らして、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとする事

##### 【Q】

「自らの直面するマネロン・テロ資金供与リスクに照らして、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとする事」について、どのような点に留意することが期待されているのでしょうか。

##### 【A】

取引の検証に当たって、自らの直面するマネロン・テロ資金供与リスクを評価し、検証の手法を適切に設定することが必要であるものと考えます。したがって、全ての分野についてサンプリングによる調査を行うのではなく、リスクを分析した上、必要に応じて悉皆的に調査を行うことが求められるものと考えます。

なお、自らの直面するリスクを踏まえ、検証の手法を設定する際には、第2線が実施したリスク評価を援用することのみならず、必要に応じて第3線がリスク評価を行うこともあり得るものと考えます。

また、第3線においては、独立した立場から第2線が策定したマネロン・テロ資金供与対策が、第1線及び第2線において実効的に実施されているかを確認し、経営陣へ報告することが重要であると考えます。

独立した立場からマネロン等対策の実効性を確認するためには、事業者の規模、組織構造等に応じた対応の検討が期待されます。自社の内部監査部門による監査に限らず、例えば、取引量、顧客数等が限定されているような小規模な事業者においては、外部の監査機能(事業者が属するグループ会社の監査機能、外部監査等)を活用することも手法の一つと考えられます。

また、本ガイドラインで期待する監査の対象については、マネロン・テロ資金供与等対策に関する内容であり、例えば、他の事業を併営するファイナンスリース事業者等において、ファイナンスリース事業以外の事業に対して監査実施を期待するものではありません。

### Ⅲ－４ グループベースの管理体制

#### 【対応が求められる事項】①

グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、業務分野や営業地域等を踏まえながら、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、グループ全体で整合的な形で、これを実施すること

#### 【Q】

「グループ全体で整合的な形で、これを実施すること」とありますが、具体的にどのような点に留意することが求められているのでしょうか。

#### 【A】

事業者がグループを形成している場合には、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、グループが1つの企業として対応しているものと考え、グループ全体で整合的な形で対応することを求めています。

ファイナンスリース事業者においては、他事業を営むグループに属している事業者が比較的多いため、グループ内での情報共有の範囲、グループ内で共有するデータベースやITシステムの利用手順等については、グループ内での整合性を取る必要があると考えます。

### Ⅲ－５ 職員の確保、育成等

#### 【対応が求められる事項】①

マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員について、その役割に応じて、必要とされる知識、専門性のほか、研修等を経た上で取引時確認等の措置を的確に行うことができる適合性等について、継続的に確認すること

#### 【Q】

「マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員」とは、部門等の内部管理責任者等を想定しているのでしょうか。それとも営業担当職員まで含まれるのでしょうか。

#### 【A】

「マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員」とは、営業担当職員も含むマネロン・テロ資金供与対策に関わる幅広い職員を想定していますが、本ガイドラインにも記載のとおり、職員の知識、専門性、適合性等についての確認は、当該職員の役割に応じて、必要とされるものを有するかなどを確認するものと考えています。

また、確認の方法については、例えば、研修の受講状況やその理解度、上司による面談等を通じて確認することが考えられますが、個別具体的には、担当業務の内容や各ファイナンスリース事業者等の特性等に応じて、判断されることになります。

なお、犯収法も特定事業者による取引時確認等の措置を的確に行うための措置として使用人（ファイナンスリース事業者の職員を想定）に対する教育訓練の実施を定めています（同法第11条第1号）。